

説明資料

（公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方に関する検討）

金融審議会総会
令和5年3月2日

公開買付制度・大量保有報告制度に関する主な導入・改正の経緯

- 日本の公開買付制度は1971年に、大量保有報告制度は1990年にそれぞれ導入され、その後の市場環境の変化等を踏まえて改正されてきたが、2006年以降、大きな改正はなされていない。

1971年

- 米国の制度等を参考に公開買付制度を導入。10%以上の株券等を所有することとなる公開買付け（不特定かつ多数の者に対する市場外での買付勧誘）を行う場合に、公開買付届出書の提出等が必要とされた。

1990年

- 公開買付制度における10%基準が5%基準に見直されるとともに、英国の制度等を参考に3分の1ルール（3分の1超の株券等を取得する場合には、少数の者からの買付けであっても公開買付けによらなければならない）を導入。ただし、市場外取引のみを適用対象としたほか、全部買付義務を課さないなど、英国の制度等を一部採用せず。
- 米国の制度等を参考に大量保有報告制度を導入。

2005-
2006年

- 公開買付制度における3分の1ルールの適用対象に立会外市場内取引（ToSTNeT取引等）を含めるほか、株券等所有割合が3分の2以上となる公開買付けについて、全部買付義務が課された。
- 大量保有報告制度における特例報告制度の適用範囲を明確化するとともに、EDINETによる提出義務化などが定められた。

近時の環境変化・課題

- 近時の市場環境の変化に伴い、公開買付制度・大量保有報告制度について様々な課題が指摘されているとともに、実質株主の透明性の在り方についても課題が指摘されている。

環境変化

公開買付制度

- ・ 市場内取引等を通じた非友好的買収事例の増加
- ・ M&Aの多様化

大量保有報告制度

- ・ パッシブ投資の増加
- ・ 協働エンゲージメントの広がり
- ・ 企業と投資家の建設的な対話の重要性の高まり

実質株主の透明性

主な課題・指摘

- 公開買付規制の適用範囲(市場内取引の取扱い、閾値等)の見直し
- 公開買付けの強圧性を解消・低減させるための方策
- 公開買付規制の柔軟化

- 特例報告制度の適用要件の明確化
- 共同保有者の範囲の明確化
- 現金決済型エクイティ・デリバティブ取引の取扱いの明確化

- 実質株主の透明性を図るための方策